

議 事 録（要旨）

会 議 名 称	平成 30 年度 第 3 回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	平成 31 年 2 月 28 日（木）午後 1 時 58 分から午後 3 時 10 分まで
開 催 場 所	加古川市民会館 大会議室
出 席 者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、朝比奈 寛正委員、末澤 徹治委員、熊谷 千昭委員、岸本 敏和委員、大西 武美委員、松澤 昭夫委員、西浦 富士子委員、高松 朋子委員</p> <p><事務局></p> <p>田中市民部長、佐藤人権施策担当部長、久保田市民部次長、守澤人権文化センター所長、福井人権教育・啓発担当課長、岡田人権文化センター副所長、石澤徴収担当副課長、福田総務係長、筒井相談・啓発係長、河合総務係主査</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 回審議会での審議事項の整理等について</p> <p style="padding-left: 2em;">その他</p> <p>3 閉会</p>
資 料	<p>1 平成 30 年度第 3 回加古川市人権教育啓発推進審議会次第</p> <p>2 加古川市人権侵害事案処理手順（案）</p>
傍 聴 者 の 数	10 人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	<p>1 開会</p> <p>（会長あいさつ）</p> <p>人権教育・啓発について具体化していかないといけないため、審議会としての課題も大きいと思います。委員の皆さまの積極的なご意見をいただきながら、具体的な方法が見えるような形にしていきたいと思っていますので、ぜひお力をお貸しいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
	<p>2 議事</p> <p>第2回審議会での審議事項の整理等について</p>
（会長）	<p>それでは、第2回審議会での審議事項の整理等について、事務局より説明をよろしくをお願いします。</p>
（事務局）	<p>「第2回審議会での審議事項の整理等について」説明させていただきます。</p> <p>3点ございまして、まず1点目でございますが、「人権文化センターだより発行までの経緯等」の「3. 今後の対応（案）」についてでございます。</p> <p>前回の審議会で、今後の対応（案）としまして、</p> <p>（1）人権侵害事案が発生した場合は、人権教育啓発推進審議会を開催し報告を行ない対応策を検討する。</p> <p>（2）加古川市人権・同和教育協議会常任理事会を開催し、人権侵害事案の報告及び対応についての共通理解を図り、必要に応じて各所属団体への研修につなげる。</p> <p>（3）人権教育啓発推進審議会開催日を定例化（8月と1月～2月）する。なお、必要に応じて随時開催する。</p> <p>（4）人権教育啓発推進審議会開催にあたり、各委員に資料を事前に送付する。</p> <p>との内容で提案させていただきましたが、（3）人権教育啓発推進審議会の開催日を定例化することについて、その必要性のご意見をいただきました。開催時期や回数を固定化する考えはありませんが、例えば8月と1月か2月頃に開催としてご提案させていただきました。しかし、もう少し検討していく必要があると思いますので、この点につきましては、新年度の開催にあわせてご相談させていただきたいと考えております。</p> <p>（4）審議会資料を各委員に事前に送付することにつきましては、前回当然のことで記述の必要はないとのご意見をいただきましたので、削除しました。</p> <p>なお、前回、作成に向け提案させていただいた「加古川市人権侵害事案処理手順」は、「今後の対応」に示した（1）と（2）の内容を反映させたものとなっております。また、人権文化センターの役割についてのご意見がございましたが、人権文化センターは、隣保館の機能とともに市の人権施策を進める中心的な機能を持つ施設としております。以上が1点目でございます。</p>

	<p>2点目としまして、審議会の所掌事務の整理についてでございます。前回の審議会で「加古川市人権侵害事案処理手順（案）」を提案させていただきましたが、処理手順では人権侵害事案を審議する組織が必要となります。今のところ加古川市人権教育啓発推進審議会の所掌事務にその審議は規定されていません。そのため、規定の整理が必要だとのご意見と、規則等を変える時には、委員就任の前提である規則の改正となるため、委員の皆様、委員を継続していただくことが可能かとの確認をすべきだとのご意見をいただきました。そのことにつきましては、すべての委員の皆様意思確認をさせていただき、委員を継続していただけるとご回答を得たうえで、規定の整備を行っております。改正後の規則については、平成31年4月1日に施行する予定として今進めているところでございます。</p> <p>3点目としまして、加古川市人権侵害事案処理手順（案）についてでございます。まず、上から2番目の当事者、同席者、相談を受けた人などから関係課（市人権関係課連絡会議）及び人権文化センターへ向けての矢印の横に「通報・相談」と表示しています。前回提示した時は「通報」のみでしたが、相談が入ることも考えられるため、「・相談」を加えております。</p> <p>次に、双方向の矢印が2箇所ありますが、前回は破線でした。破線では、仮の線のイメージを与え弱く見えるため、今回二重線に変更しております。</p> <p>最後に、人権アドバイザーにつきましては、前回は人権文化センターから離れて右斜め下の位置にありました。人権アドバイザーは独立した組織ではなく、人権文化センターの施策の一部として活動しているため、人権文化センターの直下に配置しました。</p> <p>以上が処理手順（案）についてご意見をいただき修正した内容でございます。</p> <p>それから、もう1点ございます。庁内関係課の連携を密にするための体制として、関係課（市人権関係課連絡会議）と表記していますが、現在、「加古川市人権施策関係課連絡会議」という名称で実施組織の設置要綱を制定しているところです。そこで、この処理手順内の表記もこの名称に合わせて修正したいと考えております。この連絡会議設置要綱の施行日は平成31年4月1日としております。以上で「第2回審議会での審議事項の整理等について」の説明を終わります。</p> <p>(会長) 第2回の審議会でいろいろご意見をいただきまして、それを整理する形で大きく3点ありましたが、以上の説明についてご意見ご質問がありましたらお出しください。</p> <p>(委員) 規則改正の年月日が、新年度、平成31年4月1日施行となっております。規則改正されてない状況で、今日審議をできるのかという疑問があります。前回、規則を変えて審議をやりましようとなっていたのに、施行が4月1日だったら、厳密に言えば今日は審議できないです。年度途中の改正はできないのですか。普通だったらまず規則改正を行い、その後審議を行うという流れだと思います。</p> <p>(事務局) ご意見の年度途中の改正ができないのかにつきましては、法制的には可能だと</p>
--	---

<p>(委員)</p>	<p>思います。しかし、第2回審議会で様々なご意見をいただき、その整理を事務局でさせていただきました。法制的な整備、体制的な整備につきまして、今回の審議会でその方向性を確認させていただき、再度整理をして4月1日のスタートを目指し進めさせていただきたいと考えています。</p> <p>理解しがたいですけど、そこは細かく言いません。しかし、われわれ民間の感覚からすれば、即変えて進むことは当たり前の世界です。何も新年度から施行する必要は全くないと思います。資料として提示されているため、既に改正されていると思ったら、施行日が4月1日で違和感を持っただけです。</p> <p>最後に、今回の改正で追記されたところですが、対策案の「審議」ではなくて「協議」だと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>現在、審議会は市長の諮問に応じて審議をするという形になっており、そこに、人権課題に関する事、その他人権施策に関する事については協議するという条文を加えて進めようとしています。</p>
<p>(委員)</p>	<p>決定ではない。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>はい。</p>
<p>(委員)</p>	<p>私はそれを見て、そうですかということと、「協議」と「審議」の意味は違います。対策案の「協議」だったらこういうことでやりましょうかということですが、対策案の「審議」だったら決定しないといけない。「協議」と「審議」、それから「対応案」と「対策案」がどう違うのかという点を明確にしないといけないと思います。私は「協議」だと思っていましたが、ここにそのまま「審議」と書いてあるので、少し意味合いが違ってくると思います。だから、審議会が何をするのかということと、対応案とどう違うのかを明確にしてほしいです。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>「対応案」と「対策案」の違いについては、別紙1の中ほどの人権文化センターの四角囲みの中にあります「対応案の作成」と、右側にあります審議会の四角の中での「対策案の審議」として記載しています。原案を検討している段階で、あえて「対応案」と「対策案」の2つを書き分けました。まず、「対応案」については、「対応」というのは相手によって変わっていくという意識があります。そのため、この部分については、人権文化センターの中で対応案を考えていく。</p> <p>学校の防災対応マニュアルを参考とし、人権侵害事案は様々なことが考えられるため、様々なことに対応しなければならないということを考慮し、「対応」という表記にさせていただきました。</p> <p>審議会につきましては「対策案の審議」としてしています。これは、様々な事案が起こった中で、今後市内で同様の事案が起こるかもしれない。この同様の事案に</p>

	<p>ついて対策を考えていく、今後の事について考えていくということで「対策」、審議会からご提案いただいて人権文化センターから様々な啓発に繋げていくということで、「対応」と「対策」をあえて分けてみました。</p>
(委員)	<p>それでいいと思います。「対応」と「対策」については私もそういう理解です。あとは審議するのか協議するのかという点になります。「審議する」でしたら対策案を徹底するという形になってしまいますので、それが4月1日の施行に向けて検討中ということであれば結構です。ただし、ここを明確にしておかないと性格が変わってきますので、明確にさせていただきたいというのが私の要望です。</p> <p>それから、もう1点、人権文化センターの「現状分析・把握」の記載は順序が逆で、現状を把握して分析する順だと思います。</p>
(委員)	<p>人権文化センターの関わりとしては、報告して具体策を提案するということになると思います。そして、私が今活動しています人権擁護委員協議会だったら報告を受けて助けになるような意見・助言を言う程度だと思いますが、助言よりも私は良いと思いました。ただ、先程言われたように現状を把握して事実確認し分析を行った後、対応するという流れがわかりやすかったと思います。</p>
(委員)	<p>前回の審議の中で、人権アドバイザーの役割について様々な議論があったと思います。そこでも申しましたように、少し前は人権教育指導員が各公民館に2人設置されていました。この人権教育指導員を一掃して、公募という形で様々な分野の専門の方々に人権アドバイザーをお願いしたと思います。以前は人権アドバイザーに一連の差別事象についての相談をされてなかったり、意見を受けていなかったと思っていますが、人権文化センターと併記することにより、人権アドバイザーの意見を聞いたり、人権アドバイザーに啓発をお願いすることになり一緒に活躍頂けることで良いと思います。</p> <p>それともう一つ、人権教育の協議会があると思いますが、かなり前から言っていますが開かれていません。協議会がどこに入るのか、どういう運営をやっているのか、このフローチャートには入れないのか、それもお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>人権施策推進協議会とこの人権教育啓発推進審議会、もともとの協議会の設置趣旨に関わる話ですが、差別事案が発生した時に各人権関係の団体が一堂に会し情報を共有できる場所がなかったため、人権文化センターを開設する時に協議会を設置させていただいたという経緯があります。この度、人権侵害事案に対応するためにいろいろとご相談させていただきながら、前回の審議会で経緯という形で出させていただき、さらに今回人権侵害対応処理手順という形でまとめました。当初、協議会については情報の提供だけを想定していました。実際に人権侵害事案が発生した時には、それを教訓として啓発につなげなければならない。今回まとめていただいたのが人権侵害処理手順になります。今、審議会での「対策</p>

	<p>案の審議」についてご意見が出ていますが、今回まとめている中では啓発へ繋げるところも全てを含め、審議会でご審議をいただける形にしました。</p> <p>こういう経過の中で協議会と審議会につきましては、事務の統合をさせていただく方向で検討を進めて行きたいと考えております。今回の審議会の委員の皆様には所掌事務が変わる中でも引き続き委員として審議していただけますかとの確認を事前にさせていただき、了解を得たうえ審議会でも人権侵害事案の審議をするということで話を進めています。</p> <p>一方、協議会につきましては、この年度内に協議会を開催いたしまして、人権侵害事案の審議を審議会ですということをご委員の方に説明させていただきたいと考えております。</p>
(委員)	<p>協議会は1回も開かれていません。「人権文化センターだより」を出すに至ったときに報告ができてなかったという不備も含め、今の説明も一緒に協議会の方にしていただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>この処理手順案は、今回窓口で起こった差別事象の対応案であり、職場での差別発言、差別落書き等に適応する理解でいいですね。私がとても気になっていることが、ネット上での差別書き込み、それも部落差別関連の書き込みが多くあることです。「グーグル」「ストリートビュー」で地区名を出していることをよく聞きます。法務局では、申請があれば、削除要請をします。他の協議会でも、ネット上での部落差別書き込みの相談があると聞いています。</p> <p>こういったネット上の拡散を防ぐために2016年「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。各自治体レベルでもできることがあると思います。「ネット人権差別対策室」とか「相談室」などはその例でしょう。</p> <p>尼崎市ではすでに、ネット問題に対する対応策を講じています。人権文化センターは、インターネット上の差別事象の削除要請がきた場合どうされますか。</p> <p>あと一つは、法律の失効が平成14年だったと思いますが、空白の期間が何年かありました。その間に教育を受けていない子ども達がいると思います。部落差別に対し、正しい認識を持たないまま社会に出て、現在のネット社会の中、間違った情報を得ることが多くあります。今後、この部落差別について教育を受けていない世代の教育や啓発を考えていかなければならないと思います。</p> <p>法律が施行されていた時期、小学校では副読本「ともだち」、中学校では「きらめき」を使用し、年間カリキュラムを組んで学習を積んでいました。</p> <p>「部落差別解消推進法」の施行後、市としてどのような施策を考えておられるのでしょうか。</p>
(委員)	<p>先程のインターネットの書き込みの関連で、私もそのことは危惧しています。兵庫県もインターネット・モニタリング事業にもものすごく力を入れています。県では市町がモニタリング事業を実施した場合に補助金を適用すること検討して</p>

	<p>いるようです。モニタリングのみでは対象とならないが、モニタリングの結果を啓発で使うということで予算取りも考えているという意見を聞き、人権文化センターにも報告しています。</p> <p>県としては、例えば、加古川市でしたら「加古川市 部落」というキーワードで検索して、それが出てきた事例を削除要請する。三木市は三木市内のこと、高砂市は高砂市内のことに取り組めば兵庫県全域を網羅できると考えているみたいです。ただ、市の通常のパソコンで検索をするとウィルスに感染することもあると思われるため、実施方法については検討のうえ対応していただきますようお願いいたします。</p> <p>(事務局) ご意見のとおり、県にはモニタリング事業がありますので、県の指導を受けながら進めているところです。具体的な取り組みは、これから県の指導の下に進めていこうと思っております。</p> <p>それから、同対審以後の教育現場での現状として、20代、30代が学校教育の中で同和教育の空白の年代になると思います。そして、この世代が今まさに子どもたちの保護者になれる年代だと思います。そのため、より一層これからPTAの研修等を学校教育と両輪で進めていかなければならないと思います。保護者の認識がまちがっていけば、学校で子供に教育しても家庭に帰って書き換えられてしまう。これでは何にもならない。そのため、学校教育の領域になる部分も多いのですが、教育委員会と連携しながら進めていこうと思っております。</p> <p>モニタリングの件で追加となりますが、来年度モニタリング事業用のタブレット端末を購入することにしております。これは、先程副会長からアドバイスのありました補助の対象にもなります。しかし、今現在市役所の端末は、セキュリティの面からなかなか自由に使えないため、新たに回線を設け、取り組みができるよう準備を進めております。</p>
(会長)	<p>モニタリングについては、新年度の審議会でどういうことがわかってきたのかをご報告していただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>先程の教育の件について、学校の若い先生には先生自身が同和教育を受けてない先生が多く、子どもにどのように同和教育をするのか危惧、心配をしています。教える先生が十分な同和教育を受けていないと思いますので、若い教育者向け対策もよろしくをお願いします。</p>
(事務局)	<p>少し前の議論で、確認をさせていただきたいところがあります。審議会規則の改正に関してですが、現在、審議会の所掌事務は「審議」という形になっています。この規定に今回追加しようとしている人権侵害、人権課題に関する事、その他人権施策に関する事について協議をするという規定を追加した場合、この審議会に元々あります市長の諮問に応じて人権教育・啓発に関する事を審議す</p>

	<p>るという部分と、人権課題に関すること、その他人権施策に関することを協議するという部分ができ、この処理手順の中の「対策案の審議」と齟齬が出てくるのではないかという理解で我々は整理を進めたらよろしいですね。</p>
(委員)	<p>「審議」と「協議」という用語をどう定義するかということです。要は「審議」はいろいろ議論を徹底し結論を出し、その結論に従うということだと思います。そのためには、「対策案を決定する」ことが審議なのか、決定ではなく、こんなことをしたらどうですかという方向性や案を示す協議なのか、要はどこが決定するのかということになる訳です。分ける意味があるから、「協議」・「審議」という言葉があると思われるので、用語の定義が重要になってくると思います。</p>
(事務局)	<p>所掌事務の変更をするために、規則の改正をし、制度として整備すべきとのご意見があり、それに基づいて我々は処理を進めています。そして、この「審議」、「審議」と「協議」ということになれば、「審議」は案として今ございましたが、「協議」は結局いろんな方面から意見を出し合っただけで検討して決めていくということになると思います。</p> <p>しかし、今のところ規則上「審議」ですか「協議」ですかという条文上の表現と処理手順で「対策案の審議」としている表現との整合性をどの程度までとるかという問題になると考えます。</p>
(委員)	<p>今まで、加古川市にはこういう手順書がなかった。ものを作るのであれば手順があつて次はここを折り曲げてとかありますが、扱うものが人権、人の人権を取り扱うものなので、やはりものすごくデリケートな部分とか、逆にもっと強く指摘しなければならない部分とか、いろいろなパターンがあると思います。それはこのフローチャートの中で、人を傷つけない、デリケートなところについては踏み込まない、でも強く言うところは言うところ、目標は同じだと思うので、これはこれで一度作り運用をはじめ、もし不備があつたらここはこう変更していこうと変えていってほしいし、良い方向に進化してもらいたいと思います。</p>
(会長)	<p>ただいま、「審議」か「協議」かというお話がありました。確かに、考えてみると市長からの諮問があつた場合は審議するのが当然「審議」ですが、こういう場合はどう考えたらよいかと考えるところもあります。しかし、いずれにせよ今日できれば決めてしまいたいので、どうでしょう、「協議」ということにしてスタートするというところでよろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>この処理手順のスキームの中で、対策案の「審議」という形で提案しています。今規則改正の検討の中で、諮問された分の審議とそれ以外の協議の部分という2本立てで、規則の整理を進めようとしています。そこで、人権侵害事案の処理手順として、ご指摘の部分は規則上、人権課題に関する協議という形の条文上の整</p>

	<p>理になってくると思います。そのため、その処理手順の中では「対策案の協議」という形でスタートをさせていただきたいと思います。</p>
(会長)	<p>その方向で行くということで、皆さんどうでしょうか。</p>
(委員)	<p>それは結構ですが、その前に、「対策案」が来るまでに「対応策」を判定しなければなりません。対応策なのか対策なのか、この判定を誰がすることになるのか、その場に持ってきた対策をどこかが判定しないといけない。</p>
(委員)	<p>どちらをですか。</p>
(委員)	<p>そこには書いていないです。課題として、判定は誰がするのか、その点は資料からわからない。処理手順では、判定を審議会の中ですということですか。</p>
(事務局)	<p>いろんな人権侵害事案が発生することが想定されると思います。その中には個人情報、プライベートなものもあればいろんなものがあると思います。そういうものが一括して関係課、また人権文化センターに直接入ってくるため、左のところに入れさせていただいています法務局、兵庫県、関係機関・団体の方とご相談させていただき、協議させていただいたうえで、これは人権啓発にまで繋げていったらいいだろうというものについては、人権教育啓発推進審議会にご相談をさせていただこうと整理しています。全ての発生した事案を審議会にかけさせていただくのではなく、まず何かが起こった時には法務局、兵庫県、関係機関・団体と相談させていただき、市民啓発が必要なものだけを審議会にかけさせていただくと整理したいと考えています。</p>
(委員)	<p>このマニュアル的な系統は分かりましたが、先ほど事務局から説明があったように、全てを審議会で検討するとか、人権文化センターの中だけで処理して進めるのではなく、事案にいろんな性格があると思うので、それぞれの事案に合わせた対応をしていく方が良い。しかし、まず初期的な取り組みは、むしろ少人数で密接な関係のある団体から構成されたプロジェクトチームをあらかじめ作っておいて、そこで検討したうえで整理したものを審議会に出す、この段階でアドバイザーに入ってもらい相談する方法も良いし、関係団体と調整することもできると思います。まず、初期段階でどう取り扱っていくのか、初期段階で事務局が密接な関係団体に協議をかけて方向性を決めていくことが一番大事だと思います。</p>
(会長)	<p>今の委員のご発言は、この処理手順の中に別の何かを書き加えるということですか。</p>
(委員)	<p>このマニュアルはこれで良いと思います。ただし、このマニュアルは、あくま</p>

	<p>でも連絡系統であって、ここにかけるまでの初期の段階で、事案をどうすべきか相談をする、そういうところを踏まえて進めていかないと、様々な事案に対応していくことが難しいと思います。</p>
(委員)	<p>私も同じです。審議会是个々の事案を審議するところではないと思います。人権文化センターはいろんな人権の拠点として加古川市が作りしました。社会には、いじめや男女、高齢者や障がい者の差別など様々な差別があり、関係する人々・団体はそれぞれ専門のところがあります。社会の様々な分野で起こったことを人権文化センターにある程度報告してもらおう。人権文化センターがそれを解決するとは、私も思っていないです、できるなんて思っていないです。そこは各専門分野のアドバイスを受け、人権アドバイザーの意見を聞き、いろいろな関係団体の話を聞く、核になるのが人権文化センターであれば良いのです。どのように事案が処理され、どのように処理が進んでいるのか、こういうフローチャートを作り、違う方向に行かないようにすることが目的だと私は思います。</p>
(会長)	<p>そうなるかと思えます。前回の審議会ではこの処理手順に関しましては、事務局に最終案を出してもらい意見をいろいろ出してもらったうえでこれを決めていくということになりました。委員の方々に意見をいただいたわけですが、2点あるかと思えます。一つは人権文化センターの箱の中の「現状分析・把握」のところを「現状把握・分析」に替えるということです。それから、右側の審議会のところで、対策案の「審議」を「協議」にするということで、この変更を盛り込んだ形で決定とするということではいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>(意見なし)</p>
(会長)	<p>では、そういうことでよろしく進めてください。以上で議事一つ目の「第2回審議会での審議事項の整理等について」が終了しました。次に「その他」について、事務局から何かございますか。</p>
(事務局)	<p>報告事項が1点ございます。前回の審議会でご報告させていただきました市の施設での差別発言について、発言者のAさんから手紙が届いております。手紙の内容を読ませていただきます。</p> <p>(手紙を朗読)</p> <p>以上が手紙の内容でございます。なお、この資料につきましては、個人情報として取り扱いに注意をしていただき、あくまで手元資料としてお止めいただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
(会長)	<p>報告がありましたが、これについてご意見はございますか。</p>

(委員)	<p>どうもご苦労様でした。この手紙を見まして本当によかったと思います。どうにでも書けると言ってしまうえばそれまでなのですが、「事あるごとに残りの人生」というこの一文、私はこの部分が本心だろうと思います。この段階に来るまでに事務局にはいろいろなことがあったと思います。しかし、この手紙が送られてきたことは一定の効果があり、人権文化センターとして評価にあたると思います。私も言いたいこと言いましたが、よかったと思います。</p>
(会長)	<p>先程ご説明があったとおり、取扱注意でよろしく申し上げます。事務局の方からは以上ですか。それでは、この際ですので委員の皆さまから何かありましたら申し上げます。</p>
(委員)	<p>一つはこの会場のことですが、私は年間のスケジュールを作ってほしいと考えています。というのは、私は審議会を人権文化センターで開催してほしいと以前から何回も言っています。実際、既に予約が入っているため人権文化センターでは審議会を開催できないということがありました。初めに日程を決め、場所を確保しなければいけないと思いますし、傍聴に来られる人に対しても毎回場所が違うということは、傍聴に来てほしくないと思われることもあると思います。本当に傍聴に来てくださいという意味でも、日程と場所はある程度皆さんにお示しすべきだと思います。また、議事もこの紙1枚ですけど、これをインターネットで市民の方が見られると、審議会では何をしているのかと思われると思います。</p> <p>最後に、人権の基本計画を作りました。私はあのときに実施計画を作ってもらえるものだと思っていました。実施計画を作らないということですが、基本計画を作った以上は、年度ごとに目標を決め、それを検証することが大事だと思います。今年度はこの計画がここまで進んだ。計画目標まで行かなかったため、来年度はここまでを計画目標としよう、目標を立てて検証できるようにしていただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>今回の事案については終了となりますが、これでこのような問題がすべて解決したのかということとは別の問題です。今回の事を考えるにつけ、やはり思い込みをしている人がまだまだたくさんいます。なぜ思い込みをしているのか、この点を正確に押さえていかないといけない。思い込みのほとんどが間違った理解、間違った情報を正しいと思い大きな間違いに繋がっている。昨年12月に市長との懇談会の中でも申し上げましたが、2002年に法が失効して以来、人権に関わるものの中でも部落差別問題が依然としてあるということです。今回は一件落着きましたが、これにとどまらず社会にはまだまだそういう間違った理解・情報のために偏見が起き、その偏見が差別に繋がってしまっています。そのため、これからの啓発・教育がますます重要になってくることを我々も自覚しなければならぬと思います。目に見える差別事象が少なくなってきたから、部落差別問題が減ってきたようにも見えますが、ネットにもありますように、今までと違う形</p>

	<p>でまだまだ広がっています。深刻な問題があちこちに持ち上がっている状況です。むしろ、我々は危機感も持たなければならない。</p> <p>(委員) 先程の意見と関連しますが、大事なのは「教育・啓発」と「市民への広報活動」だと思います。「部落差別解消推進法」をはじめとした人権3法のことは、案外読んでおられない人が多いと思います。兵庫県では、法律に関する説明をパンフレットで1万部印刷したと聞きましたが、どれだけの人がわかっておられるかと気になります。今後、広報活動をいろんな方法・場所でやっていただきたいと思います。</p> <p>過去の例になりますが、1980年代(昭和50年代)、氷丘校区同協では「身元調査お断り」のキャンペーン活動を展開していました。そして、各小・中学校では授業を、地区では特色ある取り組みをし、校区同協間の交流もよくなされていました。</p> <p>「教育・啓発」とあわせて、市として「市民への広報活動」をよろしく願います。</p> <p>(事務局) 処理手順案についてのご意見ありがとうございました。修正させていただきます。「審議」を「協議」に、「分析」と「把握」の順序を替え、連絡会議の名称を修正した最終形の処理手順を議事録の確認とともに送らせていただきます。よろしく願います。</p> <p>(会長) それでは、これで議長の役を終わらせていただきます。委員の皆さまに議事の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>(事務局) ありがとうございました。閉会にあたりまして副会長にごあいさつをお願いしたいと思います。</p> <p>(副会長) 皆さんご審議どうもありがとうございました。次回いつになるかわかりませんが、私が申しましたようになるべく早く、これだけの人の日程を合わせるのは大変だと思います。その中でもある程度日程を決めていただいて、そのときどうしても合わない人はしょうがないと私もそう思います。ですから出てきてもらえる人が出てこられる日程を組んでいただきたいとよろしく願います。</p> <p>(事務局) ありがとうございました。</p> <p>本日は、長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>それではこれを持ちまして、平成30年度第3回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、本日の審議の内容につきましては、後ほど、議事録を作成し、その要旨</p>
--	---

を市ホームページにおいて公開する予定としておりますので、委員の皆さまには
ご了承いただきますようお願いいたします。

本日は、これで散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

8 閉会